

福島県緊急経済対策資金融資制度要綱

1 目的

この制度は、最近の経済的環境の変化により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている県内中小企業に対し、経営合理化等により業況回復を図るために必要な資金を導入し、経営基盤の安定と企業体質の改善を図ることを目的とする。

2 方針

(1) 県は、この制度の適切な運用を図るため、財政資金を取扱金融機関に預託する。

(2) 取扱金融機関は、外的変化対応資金については(1)の預託額の2倍、ふくしま復興特別資金、~~伴走支援型特別資金~~については(1)の預託額の4倍を目標として融資を促進するものとする。

3 要領

(1) 融資の総額

外的変化対応資金は融資原資の2倍、ふくしま復興特別資金、~~伴走支援型特別資金~~は融資原資の4倍とする。

(2) 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫、信用組合、株式会社商工組合中央金庫、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合

(3) 融資の対象

A 外的変化対応資金

県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。）であり、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

① 最近の経済的環境の変化により、業況が悪化している者で次のいずれかに該当すること。

ア 最近3ヵ月間又は6ヵ月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが過去10年間のうちいずれかの年度の同期に比し3%以上減少し、又は減少する見込みが確実であり、かつ、前年同期に比し減少し、又は減少する見込みが確実であること。

イ 最近3ヵ月間又は6ヵ月間の営業利益がマイナスになるなど、収益状況及び資金繰りの悪化等が前号に準ずる事態と認められること。

② 最近の経済的環境の変化に対応し、親事業者が経営の合理化等を進めること等によって事業活動に影響を受けている者で次のいずれかに該当すること。

ア 親事業者の構造調整等に起因する当該親事業者からの発注減少又は単価引き下げ等により3ヵ月間又は6ヵ月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが、原則として前年同期に比し3%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。

- イ 親事業者の構造調整等に起因する当該親事業者からの発注減少又は単価引き下げ等により3ヵ月間又は6ヵ月間の親事業者との取引額が、原則として前年同期に比し3%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。この場合には、当該事業者の売上高が、その当該期間に対前年比減となっていること。
- ③ 為替相場の変動により、事業活動に影響を受けている者で次のいずれかに該当すること。
- ア 為替相場の影響を受ける事業を行っており、3ヵ月間又は6ヵ月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが、原則として前年同期に比し3%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。
- イ 為替相場の影響を受ける事業を行っており、3ヵ月間又は6ヵ月間の輸出額等が、原則として前年同期に比し3%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。この場合には、当該事業者の売上高が、その当該期間に対前年比減となっていること。
- ウ 最近3ヵ月間又は6ヵ月間の輸入競合品の売上高が、原則として前年同期に比し3%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。この場合には、当該事業者の売上高が、その当該期間に対前年比減となっていること。
- ④ 自然災害（冷夏、長雨、台風、地震等）の影響により、事業活動に影響を受けている者で次のいずれかに該当すること。
- ア 自然災害の影響を受け最近3ヵ月間又は6ヵ月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが、原則として前年同期に比し3%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。
- イ 自然災害の影響を受けている製品等の売上高又は災害により影響を受けている者との取引額が、原則として前年同期に比し3%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。この場合には、当該事業者の売上高等が、その当該期間に対前年比減となっていること。
- ⑤ 原油価格の高騰又は原油価格高騰に伴う資材価格の高騰により、事業活動に影響を受けている者で次のいずれかに該当すること。
- ア 最近3ヶ月間又は6ヶ月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが、原則として前年同期に比し3%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。
- イ 「売上原価」のうち、原油又は石油製品の割合が20%以上を占め、かつ収益状況等の悪化が見込まれること。
- ウ 「販売費及び一般管理費」又は「製造原価の総製造費用」に占める原油価格高騰の影響を受ける経費の割合が前年同期に比し3%以上増加し、又は増加する見込みが確実であり、かつ収益状況等の悪化が見込まれること。
- ⑥ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。（セーフティネット保証5号）
- ⑦ 中小企業信用保険法第2条第6項の規程に基づく特例中小企業者であると認められた者。（危機関連保証）

B ふくしま復興特別資金

県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。）であり、福島県信用保証協会（以下、「信用保証協会」という。）の東日本大震災復興緊急保証（以下「緊急保証」という。）の要件を満たすものと認められ、次に掲げる要件のいずれかに該当する者。

- ① 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害（地震・津波等）により当該事業所等に損害を受けた者。（県内事業所の住所地を管轄する市町村が発行する罹災証明書を要する）（緊急保証 2.(1)）
- ② 東京電力福島第一原子力発電所の事故による警戒区域、計画的避難区域または緊急時避難準備区域の公示の際に当該区域内に事業所を有していた者（県内事業所の住所地を確認できる書類を要する）（緊急保証 2.(2)）
- ③ 最近3ヶ月間の売上高または販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。）が震災前の平成22年1月から平成23年2月までの同期に比して、10%以上減少している者。ただし、事業活動に震災の影響を受けた時期が平成23年4月以降である場合は、その影響を受ける直前の同期との比較を認める。（いずれも県内事業所の住所地を管轄する市町村が発行する証明書を要する）（緊急保証2.(3)）

~~C 削除（豪雨災害特別資金）~~

~~D 削除（新型コロナウイルス対策特別資金）~~

~~E 削除（福島県沖地震対策特別資金）~~

~~F 伴走支援型特別資金~~

~~県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。）であり、次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」）を策定した者~~

- ~~① 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者（セーフティネット保証4号（信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く））。~~
- ~~② 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けた者（セーフティネット保証5号（信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く））。~~
- ~~③ 次のア又はイaからfいずれかに該当する者（信用保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証（いずれも一般分に限る）に限る）。~~
 - ~~ア 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること。~~
 - ~~イa 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。~~

- ~~b 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。~~
- ~~c 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。~~
- ~~d 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。~~
- ~~e 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。~~
- ~~f 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。~~

~~G 削除 (令和4年福島県沖地震対策特別資金)~~

~~H 削除 (令和5年豪雨災害特別資金)~~

(4) 融資の条件

A 外的変化対応資金

① 資金使途

運転資金、設備資金

要綱3(3)A⑥及び⑦の要件に該当する場合は、それぞれの要件に係る本制度の既存借入金の一本化・借換ができるものとする。

② 融資限度額

運転資金 5,000万円、設備資金 7,000万円

運転資金と設備資金を併用する場合は、7,000万円を限度とする。

要綱3(3)A⑥～⑦の場合、運転資金、設備資金 5,000万円

要綱3(3)A⑥～⑦の場合、運転資金と設備資金を併用する場合は、5,000万円を限度とする。

③ 融資期間

10年以内(うち据置期間3年以内)

要綱3(3)A⑥～⑦の場合、10年以内(うち据置期間1年以内)

④ 融資利率

変動 年1.5%以内

固定 年1.7%以内

要綱3(3)A⑥～⑦の場合、固定 年1.5%以内

⑤ 保証人及び担保

法人、組合の場合 原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。

個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

⑥ 信用保証料率

必ず信用保証協会の保証付きとする。(責任共有制度対象)

要綱3(3)A①～⑤の場合、信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

融資の対象A⑥の場合（セーフティネット保証5号） 年0.65%

融資の対象A⑦の場合（危機関連保証） 年0.70%（責任共有対象外）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率 (責任共有保証料率)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
県制度信用保証料率 (政策目的制度)	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%

ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%、有担保保証（要綱3（3）A①～⑤の場合）は年0.1%それぞれ割引いた料率が適用される。

- ⑦ 返済方法
分割返済とする。

B ふくしま復興特別資金

① 資金使途

運転資金、設備資金

(3) Bの要件（東日本大震災復興緊急保証の対象者）に該当する場合であって、経営の安定に必要な資金（事業再建に必要な資金を含む）とし、信用保証協会の保証付き既存借入金（責任共有制度の対象保証は除く）の借換・一本化ができるものとする。

② 融資限度額

運転資金、設備資金 8,000万円

運転資金と設備資金を併用する場合は、8,000万円を限度とする。

③ 融資期間

15年以内（据置期間3年以内を含む。）

④ 融資利率

固定 年1.5%以内

⑤ 保証人及び担保

法人、組合の場合 原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。

個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

⑥ 信用保証料率

必ず信用保証協会の保証付きとする。（責任共有制度の対象除外とする。）

年0.50%

ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%割引いた料率が適用される。

⑦ 返済方法

分割返済とする。

~~C~~ 削除

~~D 削除~~

~~E 削除~~

F 伴走支援型特別資金

~~① 資金用途~~

~~ア 要綱3(3)F①及び②については、経営安定に必要な運転資金、設備資金とする。~~
~~イ 要綱3(3)F③については、運転資金、設備資金とする。~~
~~信用保証協会の保証付き既存借入金（借換保証制度の取扱いに準ずる）の借換・一本化ができるものとする。~~

~~② 申込方法~~

~~金融機関経由保証に限る。~~

~~③ 融資限度額~~

~~1億円~~

~~運転資金と設備資金を併用する場合は、1億円を限度とする。~~

~~④ 保証割合~~

~~ア 要綱3(3)F①については、100%（全部保証）~~

~~イ 要綱3(3)F②及び③については、申込金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱（平成18・9・12中序第2号）に定める制度をいう。）の方式によるものとする。ただし、責任共有制度の対象除外となる既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が保証申込受け付けした保証であって保証割合が100%保証の保証を含む。）を要綱3(3)F②又は③で借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）については、責任共有制度の対象除外とする。~~

~~⑤ 返済方法~~

~~一括返済又は分割返済とする。~~

~~⑥ 融資期間~~

~~ア 一括返済の場合 1年以内とする。~~

~~イ 分割返済の場合 10年以内（据置期間は5年以内）とする。~~

~~⑦ 融資利率~~

~~固定一年1.5%以内~~

~~⑧ 保証人及び担保~~

~~ア 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。また、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。~~

~~イ 担保 必要に応じて徴求することとする。~~

~~⑨ 信用保証料及び信用保証料補助~~

~~国の全国統一制度である伴走支援型特別保証制度を活用した協会の信用保証を付する。~~

~~ア 通常料率~~

~~要綱 3 (3) F ①及び②については、借入金額に対し、0.85%とし、0.65%に相当する額を国が補助する。~~

~~要綱 3 (3) F ③について、責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し次の表 1 に定める料率を、また、責任共有制度の対象除外の場合は、借入金額に対し次の表 2 に定める料率をそれぞれ適用することとし、表 1、表 2 の各保証料補助率欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。ただし、中小企業信用保険法施行規則第 21 条各号に定める事由に該当する場合については、表 1、表 2 の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。~~

表 1

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
国 保証料補助率	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%
事業者負担	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%

表 2

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
国 保証料補助率	1.05%	1.00%	0.95%	0.90%	0.75%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%
事業者負担	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%

~~イ 経営者保証免除対応（以下「免除対応」という）適用の場合~~

~~次の a 及び b を満たす場合に、保証料率を 0.2% 上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。~~

~~a 令和 2 年 1 月 29 日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。~~

~~b 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与・配当、オーナーへの貸付等）について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。~~

~~要綱 3 (3) F ①及び②については、借入金額に対して 1.05% とし、0.85% に相当する額を国が補助する。~~

~~要綱 3 (3) F ③について、責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し次の表 1 に定める料率を、また、責任共有制度の対象除外の場合は、借入金額に対し次の表 2 に定める料率をそれぞれ適用することとし、表 1、表 2 の各保証料補助率欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。ただし、中小企業信用保険法施行規則第 21 条各号に定める事由に該当する場合については、表 1、表 2 の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。~~

表1

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率	2.10%	1.95%	1.75%	1.55%	1.35%	1.20%	1.00%	0.80%	0.65%
国 保証料補助率	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%
事業者負担	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%

表2

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率	2.40%	2.20%	2.00%	1.80%	1.55%	1.30%	1.10%	0.90%	0.70%
国 保証料補助率	1.25%	1.20%	1.15%	1.10%	0.95%	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%
事業者負担	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%

~~なお、ア及びイにおける条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助対象外とする。~~

~~G~~ 削除

~~H~~ 削除

C 補足

AからBまでの各資金を併用する場合、信用保証協会の保証限度額の範囲内で、各資金の融資限度額までの利用を妨げない。

(5) 申込場所

取扱金融機関本・支店

(6) 融資取扱時期

令和8年3月31日までとする。ただし、要綱3(3)A⑦については中小企業信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。以下、「危機指定期間」という。）まで、要綱3(3)Bについては令和8年3月31日貸付実行分までとする。~~要綱3(3)Fについては令和6年6月30日までに保証協会への申し込み、かつ令和6年7月31日までに金融機関にて融資実行されるまでとする。~~

(7) 損失補償

本資金のうちふくしま復興特別資金、~~伴走支援型特別資金~~の融資を受けた者が返済不能となり、保証協会が代位弁済をしたときは、県は別に締結する契約により、保証協会に対して損失補償を行う。

4 その他

- (1) 融資利率のうち変動金利については、原則として3月及び9月に見直しを行い、新規分については4月1日及び10月1日から、既貸付分については5月1日及び11月1日から適用する。

- (2) 信用保証協会は、毎月10日までに別に定める様式により、前月分の融資実績を知事に報告するものとする。
- (3) 知事は必要と認めるときは、融資申込者若しくは融資を受けた者又は取扱金融機関に対し、所要の調査を行い又は指示することができるものとする。
- (4) 融資原資については、当該年度の予算の範囲内とする。
- (5) 期中支援
- ① 申込中小企業者が、要綱3(3)A⑥(セーフティネット保証5号)に該当し、融資を受けたときは、取扱金融機関は、半年に一度、信用保証協会に対して業況報告書(別紙様式)を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、保証期間が1年以内であるとき及び平成30年4月1日以降に保証申込受付をしたものはこの限りでない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- ② 申込中小企業者が、要綱3(3)A⑦(危機関連保証)に該当し、融資を受けたときは、下記の報告等を行うものとする。
- ア 取扱金融機関は、本制度に係る貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。ただし、保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。
- イ 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。ただし、報告期間が保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間(同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。)(以下「危機指定期間」という。)中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。
- ウ 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- エ 取扱金融機関が上記②イの報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- ③ 要綱3(3)Bの融資を受けたときは、下記の報告等を行うものとする。
- ア 取扱金融機関は、本制度に係る貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。
- イ 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。
- ウ 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- エ 取扱金融機関が上記③イの報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- ~~④ 要綱3(3)Fの融資を受けたときは、下記の報告等を行うものとする。~~
- ~~ア 金融機関は、原則として、四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。~~
- ~~イ 金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。~~
- ~~ウ 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者等の計画の実~~

~~行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。なお、同データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、信用保証協会を経由して経済産業省に送付するものとする。金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。~~

- ~~⑤ 要綱3(3)D及びFに関して、申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。ただし、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができる。取扱金融機関が報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。~~

(6) 借換えの特例

~~借換保証制度要綱(平成15年1月31日付け平成15・01・30中序第1号)の定めにかかわらず、次の保証に係る既往借入金を要綱3(3)F①で借り換えることができるものとする。ただし、次の保証に係る既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。~~

~~・中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。)であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内(延長後の期間を含む。)に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金~~

(7) 添付書類

- ① 要綱3(3)Bの申込人にあつては、証明書等に加え、東日本大震災の影響を要因として必要な資金である旨の理由書を添付のこと。
- ② ~~要綱3(3)Fの申込人にあつては、信用保証協会の申込資料のほか、要綱3(3)F①及び②については下記ア及びイ、要綱3(3)F③については下記イ及びウの所定の書面を添付するものとする。ただし、免除対応を適用する場合にあつては下記エの所定の書面を加えて添付すること。~~
- ~~ア 中小企業信用保険法第2条第5項第4号、同条同項第5号の規定による市町村長の認定書~~
- ~~イ 経営行動計画書(以下の内容を満たすもの又は含むものとする。)~~
- ~~a 計画を策定した日に属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。~~
 - ~~b 申込人の経営に係る現況・課題(原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。)と課題を克服するための取組事項及び目標設定~~
 - ~~c 申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果~~
 - ~~d 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画~~
- ~~ウ 以下のいずれかの確認書(要綱3(3)F③の資格要件に対応するもの)~~
- ~~a 売上高減少要件確認書~~
 - ~~b 売上高総利益率減少要件確認書~~
 - ~~c 売上高営業利益率減少要件確認書~~

~~エ~~ 経営者保証免除対応確認書

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年11月5日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月26日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年11月25日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年3月25日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年6月24日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年9月12日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Cの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Bの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Bの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月9日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Cの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Dの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月25日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Dの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月23日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Eの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Eの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月19日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、

従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Eの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月4日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Eの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Fの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Fの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月20日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Fの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

- 1 この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Gの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和4年10月1日保証申込受付分から適用する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Gの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月10日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Gの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Fの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月18日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Gの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月23日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Gの保証人及び担保の条件については、この限り

ではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Gの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月7日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Gの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Bの保証人及び担保の条件については、この限りではない。